

2025年11月11日

一般社団法人長崎県産業資源循環協会
会員各位

一般社団法人長崎県産業資源循環協会
青年部会長 榎田大雅
(公印省略)

再資源化事業等高度化法説明会（事業者向け）の開催について

近年、地球温暖化や資源枯渇といった環境問題が深刻化しており、持続可能な社会の実現が急務となっています。特に、産業廃棄物業界においては、資源循環の促進と脱炭素化への取り組みが重要な課題となっており、これらの課題に対する理解を深め、具体的な対策を講じるための知識と技術を習得することを目的とした研修会を青年部会として検討してまいりました。

そのなかで、みだしの法律は脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組みを一体的に促進するため、令和6年5月29日に公布され、その後、今年2月に一部法律が施行され、11月21日には全面施行が予定されています。

本法律では廃棄物処理業者の役割が大きく期待されておりますが、この法律自体をまだ認知していない、あるいは詳しく把握していない方も少なくないと考えます。

つきましては、法律の内容を正しく理解し、各会員が自社事業の今後の在り方について検討する一助となるよう下記により説明会を開催しますので、是非ご参加されますようご案内いたします。なお、本説明会は環境省との共催ですので会員以外の方にもご案内して頂ければ幸いです。

記

日時 2026年 1月 7日（水） 14時00分～16時00分
場所 長崎県勤労福祉会館 2階 講堂
長崎県長崎市桜町9-6 電話095-821-1456
内容 1. 再資源化高度化方法について
(1) 特定産業廃棄物処分業者の責務、実施状況の報告・公表
(2) 再資源化事業等の高度化に関する認定基準 他
2. 質疑応答
講師 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課
課長補佐 水島大輝 氏
参加費 無 料（会員・非会員は問いません）
主催者 一般社団法人長崎県産業資源循環協会
環境省（共催）
その他 本説明会の受付機関は公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団です。

参加希望の方は下記申込書にて2025年12月22日（月）までにFAXにてお知らせ下さい。<問い合わせ先>TEL 095-832-8620
FAX 095-823-4470

参加申込書

会社名	
参加者氏名 (ふりがな)	()
メールアドレス	

※お申し込みいただいた後、参加者に対し、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団より参加の案内がメールにて送信されますので、当日の参加の際に必ずご持参ください。